

# ふれあい ひろば

皆さんの身近な話題を  
お待ちしております。



## 楽しく学んだ消防体験

7月30日、厚木市の神奈川県消防学校で、少年少女消防体験が行われました。  
町内の小学生約50人が参加し、三角巾による応急手当のほか、放水体験やロープ結索の方法などを学びました。



## 面っ!

8月22日、レイクアリーナ箱根で、第59回国民体育大会関東ブロック大会の剣道競技が行われ、1,000人を超える観客の前で選手達の熱戦が繰り広げられました。  
この予選を上位で勝ち抜いた都県は、10月に埼玉県で開催される国体秋季大会に駒を進めました。通過都県は次のとおりです。

- 成年女子 第1位 東京都 第2位 千葉県 第3位 栃木県
- 少年男子 第1位 茨城県 第2位 神奈川県 第3位 群馬県 第4位 東京都
- 少年女子 第1位 茨城県 第2位 栃木県 第3位 群馬県 第4位 神奈川県



## 向こうの壁までバタ足いくよ!

7月21日から8月7日まで、総合保健福祉センター「さくら館」温水プールで、小学生を対象にこども水泳教室が開催され、77名の子どもたちが参加しました。  
子どもたちは、指導員も驚くほどの上達をみせ、実りある楽しい8日間を過ごしました。



## ようこそ箱根へ!

8月2日から23日までの間、箱根に滞在していた、姉妹都市カナダ・ジャスパー町からの交換学生ジェニファーさん、アンドレアさんが4日に町長を表敬訪問後、町の施設を見学しました。  
消防本部では、救急車・はしご車を見学しカナダとの違いに大変驚いていました。



## 真夏の夜は...

8月6日、湯本中学校でグラウンドゴルフ大会が行われました。約150人の参加者は、日が落ちて涼くなったグラウンドで、さわやかな汗を流しました。

# 動物フェスティバル2004 in おだわら

あなたは、ペットを飼っていますか?  
最近、犬や猫のほか、ペットの種類も多種多様になってきました。ますますペットへの関心は高まっていますが、同時に飼育の知識やマナーの向上もより一層求められてきています。  
そこで、動物に関する正しい知識を深めるためのイベントを行います。

**日時** 9月26日(日) 10時~16時  
**【雨天時は屋内式典等のみ実施】**  
**場所** 小田原アリーナ 臨時駐車場内イベント会場  
**内容** 式典、動物愛護児童作品展示、人と動物の共通感染症に関する講演会、人形劇、ふれあい動物園、わんわんパレード、犬猫の新しい飼い主探しコーナー、盲導犬・聴導犬コーナー・実演、牛乳パック無料配布、ペットの相談コーナーなど  
アリーナ内式典会場においては、動物



愛護児童作品の展示や人と動物の共通感染症に関する講演会を実施します。また、イベント会場においては、わんわんパレードやペット相談、盲導犬・聴導犬のデモンストラレーションなどを実施します。  
**主催** (社)神奈川県獣医師会、神奈川県、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町  
動物フェスティバル神奈川は10年ぶりに獣医師会小田原支部での開催となります。この機会にぜひお越しいただき、動物との関わりについて考えてみてはいかがでしょうか。  
**照会先** 小田原市環境総務課  
☎0465・33・1471

## 第23回 小田原・箱根産業まつり2004

~伝えよう西さがみの文化と技~

小田原商工会議所では、小田原・箱根産業まつり2004を小田原、箱根の2会場で開催します。  
飲食店や物販店が数多く出店、楽しいアトラクションも盛りだくさん。ぜひ、皆さんで遊びに来てください。  
**日時** 9月18日(土)、19日(日) 10時~21時  
**場所** 湯本早川河川敷(湯本大橋・あじさい橋付近)  
**内容** 箱根足湯まつり・変わり足湯大集合、ナイヤガラ花火と和太鼓の「狂炎」、手作り灯籠、手作り体験コーナー、箱根湯本名所旧跡探訪ツアー、芸者カフェ、温泉遊技場コーナー  
**照会先** 小田原商工会議所箱根支部 ☎5・6245(橋本・内藤)  
小田原会場は同日、小田原市城内「二の丸広場」にて開催します。

# 裁判員制度について

平成16年5月、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。公布の日(平成16年5月28日)から5年以内に施行されます。

**Q 裁判員制度ってなに?**  
A 国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

**Q 裁判員はどやって選ばれるの?**  
A 20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

**Q 裁判員は何をするの?**  
A 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きした上で、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適当かを議論して決めます。

**Q 裁判員はどんな事件に参加するの?**  
A 殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

**Q 裁判員に選ばれるとどのくらいの期間、裁判所へ行かなくてはならないの?**  
A 多くの裁判は数日間で行われます。

**Q 裁判員になることは辞退できないの?**  
A 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただ学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も辞退することができます。

**Q 経済的な補償はしてもらえないの?**  
A 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。

**Q また雇用主は裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないこととされています。**

詳しくは裁判所ホームページ  
<http://www.courts.go.jp/>をご覧ください。